

似島臨海公園内の樹木診断等業務 仕様書

1 業務名

似島臨海公園内の樹木診断等業務

2 業務目的

似島臨海公園内の樹木のうち、工事支障のため4月に伐採した樹木（別紙のとおり）について、将来的に樹形を整えることを目的とした樹勢回復のため、簡易診断、防腐処理、透かしせん定等を行うもの。

3 業務対象地

似島臨海公園 広島市南区似島町字東大谷182番地

4 業務期間

契約締結日から令和4年10月31日

ただし、現場での作業については、令和4年8月31日までに完了すること。

5 業務の内容

(1) 樹木簡易診断・カルテ作成

別紙に示す樹木（ヤマモモ13本）について、目視による簡易診断を行い、診断書（カルテ）を作成すること。

なお、簡易診断に当たっては、概況調査及び地上部の衰退度判定を行い、総合診断及び今後の管理のための処方についての整理を行うこと。

(2) 切断部処理・腐朽防止作業

別紙に示す樹木（ヤマモモ13本、マテバシイ1本、クスノキ1本）について、現切断面を確認の上、必要に応じて切断面の再処理及び腐朽防止のための薬剤塗布を行うこと。

(3) 透かしせん定

別紙に示す樹木（ヤマモモ13本）について、透かしせん定を行うこと。

6 成果品等

以下について、印刷物及び電子媒体各1部を提出すること。

(1) 樹木診断書 簡易版

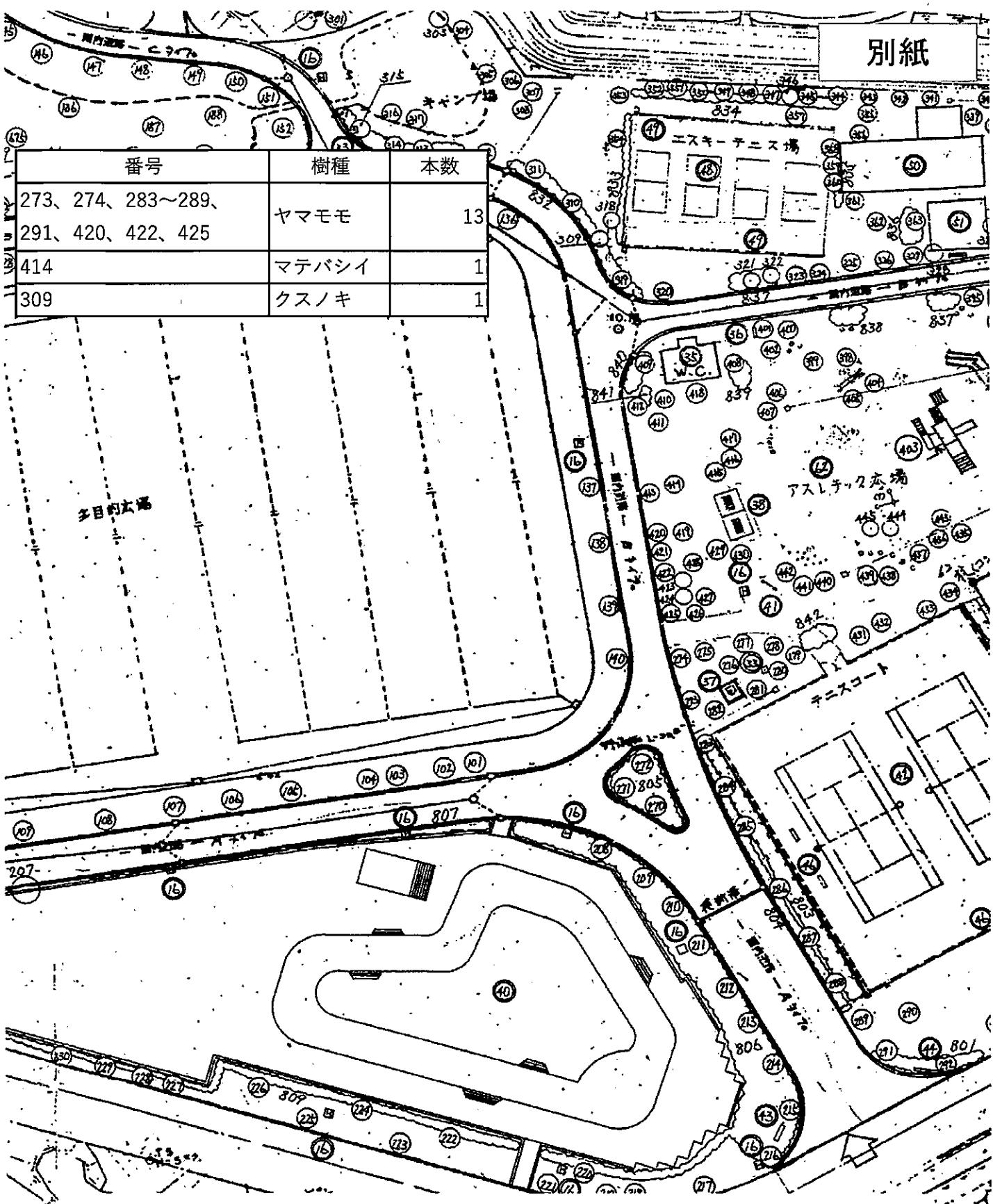
(2) 作業報告書

(3) その他発注者が指示するもの

7 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法とその関係法規に従って行うものとする。
- (2) 業務対象地の一部は、土壤汚染対策法第11条第2項に規定する、形質変更時要届出区域に指定されている。
作業に当たっては、土地の形質変更を伴わないようすること。
- (3) 業務対象地は、似島臨海少年自然の家の敷地も兼ねており、施設の運営及び再整備工事を行っている。
現地での作業日は事前に発注者と協議の上決定し、作業に当たっては利用者の安全に配慮すること。
- (4) 業務に伴い発生する廃棄物は受注者の責任で処分するものとする。
- (5) 本仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙



*図に示す樹木の位置は参考とし、対象樹木が不明な場合は、本市に確認すること。